

○内閣府告示第二百三十号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十三条第五項第一号ハ及びニの規定に基づき、平成十六年内閣府告示第二百八十七号（道路交通法施行規則第三十三条第四項第一号ハの規定により内閣総理大臣が指定する模擬運転装置及び同号ニの規定により内閣総理大臣が指定する無線指導装置）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。